

掛川市条例第10号

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年掛川市条例第93号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（一般廃棄物の処理手数料）</p> <p>第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を手数料として徴収するものとする。</p> <p>(1) 高瀬瓦礫処分場又は東大谷瓦礫処分場に自己搬入された一般廃棄物の処理に係る手数料 別表第1に定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 市長は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる指定袋（一般廃棄物を搬出するために用いる容器として市長が指定する袋をいう。）の容量の区分に応じ、当該各号に定める額を一般廃棄物の処理に係る手数料として徴収するものとする。</p> <p>(1) 30リットル 1枚につき<u>21円60銭</u></p> <p>(2) 20リットル 1枚につき<u>17円40銭</u></p>	<p style="text-align: center;">（一般廃棄物の処理手数料）</p> <p>第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に<u>1.10</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を手数料として徴収するものとする。</p> <p>(1) 高瀬瓦礫処分場に自己搬入された一般廃棄物の処理に係る手数料 別表第1に定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 市長は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる指定袋（一般廃棄物を搬出するために用いる容器として市長が指定する袋をいう。）の容量の区分に応じ、当該各号に定める額を一般廃棄物の処理に係る手数料として徴収するものとする。</p> <p>(1) 30リットル 1枚につき<u>22円</u></p> <p>(2) 20リットル 1枚につき<u>17円80銭</u></p>

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条第1項第1号の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第1項（第1号を除く。）の規定は、施行日以後に搬入される一般廃棄物に係る手数料から適用し、施行日前に搬入された一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。